

15 法定外税の実施状況（令和4年度）

(1) 道府県法定外普通税

令和5年1月現在

| No | 団体名 | 税目 | 課税客体 | 課税標準 | 納税義務者 | 徴収方法 | 税率 | 施行年月日 (直近の更新) 3年度決算額 (百万円) |
|----|------|---------|---------------------------|--|---|------|--|-------------------------------------|
| 1 | 沖縄県 | 石油価格調整税 | 元売業者の揮発油の販売 | 揮発油の販売に係る数量から規則で定める欠減数量を控除した数量 | 揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内において揮発油を販売することを業とするもので知事が指定するもの(元売業者) | 申告納付 | 1,500円/kl | S47.6.1施行 (R4.4.1) 898 |
| 2 | 福井県 | 核燃料税 | ①発電用原子炉への核燃料の挿入 | ①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 | 発電用原子炉の設置者 | 申告納付 | ①核燃料価額の100分の8.5 | S51.11.10施行 (R3.11.10) |
| | | | ②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 | ②発電用原子炉の熱出力 | | | ②51,200円/千kW(3か月)(廃止措置中は2分の1) | |
| | | | ③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵 | ③発電用原子炉施設に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 | | | ③375円/kg(3か月) | 10,901 |
| 3 | 愛媛県 | 核燃料税 | ①発電用原子炉への核燃料の挿入 | ①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 | 発電用原子炉の設置者 | 申告納付 | ①核燃料価額の100分の8.5 | S54.1.16施行 (H31.1.16) |
| | | | ②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 | ②発電用原子炉の熱出力 | | | ②44,000円/千kW(3か月)(廃止措置計画の認可後は22,000円/千kW/課税期間(3か月)) | |
| | | | ③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵 | ③使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 | | | ③500円/kg | 1,738 |
| 4 | 佐賀県 | 核燃料税 | ①発電用原子炉への核燃料の挿入 | ①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 | 発電用原子炉の設置者 | 申告納付 | ①核燃料価額の100分の8.5 | S54.4.1施行 (H31.4.1) |
| | | | ②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 | ②発電用原子炉の熱出力 | | | ②46,000円/千kW(3か月)(廃止措置計画の認可日の翌月以降23,000円/千kW/課税期間(3か月)) | |
| | | | ③発電用原子炉施設における使用済核燃料の貯蔵 | ③使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 ※貯蔵期間が5年超のもの | | | ③500円/kg | 2,911 |
| 5 | 島根県 | 核燃料税 | ①発電用原子炉への核燃料の挿入 | ①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 | 発電用原子炉の設置者 | 申告納付 | ①核燃料価額の100分の8.5 | S55.4.1施行 (R2.4.1) |
| | | | ②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 | ②発電用原子炉の熱出力 | | | ②41,100円/千kW(3か月)(発電用原子炉が認可を受けた廃止措置計画に係るものである場合は63,000円/千kW/課税期間(3か月)) | |
| 6 | 静岡県 | 核燃料税 | ①発電用原子炉への核燃料の挿入 | ①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 | 発電用原子炉の設置者 | 申告納付 | ①核燃料価額の100分の8.5 | S55.4.1施行 (R2.4.1) |
| | | | ②発電用原子炉を設置して行う発電事業 | ②発電用原子炉の熱出力 | | | ②29,500円/千kW(3か月) | |
| 7 | 鹿児島県 | 核燃料税 | ①発電用原子炉への核燃料の挿入 | ①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 | 発電用原子炉の設置者 | 申告納付 | ①核燃料価額の100分の8.5 | S58.6.1施行 (H30.6.1) |
| | | | ②発電用原子炉を設置して行う発電事業 | ②発電用原子炉の熱出力 | | | ②48,450円/千kW(3か月) | |
| 8 | 宮城県 | 核燃料税 | ①発電用原子炉への核燃料の挿入 | ①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 | 発電用原子炉の設置者 | 申告納付 | ①核燃料価額の100分の12 | S58.6.21施行 (H30.6.21) |
| | | | ②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 | ②発電用原子炉の熱出力 | | | ②7,000円/千kW(3か月) | |

| No | 団体名 | 税目 | 課税客体 | 課税標準 | 納税義務者 | 徴収方法 | 税率 | 施行年月日 (直近の更新) 3年度決算額 (百万円) |
|----|-----|-----------|--------------------|---------------------------------|------------|------|-------------------------------|--|
| 9 | 新潟県 | 核燃料料税 | ①発電用原子炉への核燃料の挿入 | ①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 | 発電用原子炉の設置者 | 申告納付 | ①核燃料価額の100分の4.5 | S59.11.15施行 (R1.11.15) 4,713 |
| | | | ②発電用原子炉を設置して行う発電事業 | ②発電用原子炉の熱出力 | | | ②48,450円/千kW(3か月) | |
| 10 | 北海道 | 核燃料料税 | ①発電用原子炉への核燃料の挿入 | ①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 | 発電用原子炉の設置者 | 申告納付 | ①核燃料価額の100分の8.5 | S63.9.1施行 (H30.9.1) 900 |
| | | | ②発電用原子炉を設置して行う発電事業 | ②発電用原子炉の熱出力 | | | ②37,750円/千kW(3か月) | |
| 11 | 石川県 | 核燃料料税 | ①発電用原子炉への核燃料の挿入 | ①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 | 発電用原子炉の設置者 | 申告納付 | ①核燃料価額の100分の8.5 | H4.10.8施行 (R4.10.8) 770 |
| | | | ②発電用原子炉を設置して行う発電事業 | ②発電用原子炉の熱出力 | | | ②34,900円/千kW(3か月) | |
| 12 | 茨城県 | 核燃料等取扱税 | ①原子炉の設置 | ①原子炉の熱出力 | ①原子炉設置者 | 申告納付 | ①30,500円/千kW(3か月) | S53.10.18施行 (H31.4.1) 1,229 |
| | | | ②原子炉への核燃料の挿入 | ②原子炉に挿入した核燃料の価額 | ②原子炉設置者 | | ②核燃料価額の100分の8.5 | |
| | | | ③使用済燃料の受入れ | ③受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 | ③再処理事業者 | | ③60,100円/kg | |
| | | | ④使用済燃料の保管 | ④使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 | ④再処理事業者 | | ④1,500円/kg | |
| | | | ⑤高放射性廃液の保管 | ⑤高放射性廃液の数量 | ⑤再処理事業者 | | ⑤1,594,000円/m ³ | |
| | | | ⑥ガラス固化体の保管 | ⑥ガラス固化体の容器の数量 | ⑥再処理事業者 | | ⑥1,219,000円/本 | |
| | | | ⑦プルトニウムの保管 | ⑦プルトニウムの重量 | ⑦原子力事業者 | | ⑦5,100円/kg | |
| | | | ⑧放射性廃棄物の発生 | ⑧放射性廃棄物の容器の容量 | ⑧原子力事業者 | | ⑧106,000円/m ³ | |
| | | | ⑨放射性廃棄物の保管 | ⑨放射性廃棄物の容器の容量 | ⑨原子力事業者 | | ⑨5,100円/m ³ | |
| 13 | 青森県 | 核燃料物質等取扱税 | ①ウランの濃縮 | ①製品ウランの重量 | ①加工事業者 | 申告納付 | ①36,500円/kg | H3.9.28施行 (H31.4.1) 19,391 |
| | | | ②原子炉の設置 | ②発電用原子炉の熱出力 | ②原子炉設置者 | | ②38,250円/千kW(3か月) | |
| | | | ③原子炉への核燃料の挿入 | ③原子炉に挿入した核燃料の価額 | ③原子炉設置者 | | ③核燃料価額の100分の8.5 | |
| | | | ④使用済燃料の受入れ | ④受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 | ④再処理事業者 | | ④19,400円/kg | |
| | | | ⑤使用済燃料の貯蔵 | ⑤使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 | ⑤再処理事業者 | | ⑤1,300円/kg (当分の間8,300円/kg) | |
| | | | ⑥廃棄物の埋設 | ⑥廃棄物埋設に係る廃棄物に係る容器の容量 | ⑥廃棄物埋設事業者 | | ⑥52,400円/m ³ | |
| | | | ⑦廃棄物の管理 | ⑦ガラス固化体の容器の数量 | ⑦廃棄物管理事業者 | | ⑦1,614,600円/本 | |

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(2) 市町村法定外普通税

令和5年1月現在

| No | 団体名 | 税目 | 課税客体 | 課税標準 | 納税義務者 | 徴収方法 | 税率 | 施行年月日 (直近の更新) 3年度決算額 (百万円) |
|----|---------------|-----------|--|--|-------------------|------|--|-------------------------------------|
| 1 | 静岡県 熱海市 | 別荘等所有税 | 別荘等の所有 | 別荘等の延面積 | 所有者 | 普通徴収 | 1㎡…年 650円 | S51.4.1施行 (R3.3.31) 526 |
| 2 | 神奈川県 山北町 | 砂利採取税 | 岩石及び砂利の採取 | 採取量 | 採取業者 | 申告納付 | 岩石 1㎡…10円 砂利 1㎡…15円 | S57.4.1施行 (R4.4.1失効) 5 |
| 3 | 福岡県 太宰府市 | 歴史と文化の環境税 | 有料駐車場に駐車する行為 | 有料駐車場に駐車する台数 | 有料駐車場利用者 | 特別徴収 | 二輪車(自転車を除く)…50円 乗車定員10人以下の自動車…100円 乗車定員10人超29人以下の自動車…300円 乗車定員29人超の自動車…500円 | H15.5.23施行 (R3.5.23) 48 |
| 4 | 鹿児島県 薩摩川内市 | 使用済核燃料税 | 使用済核燃料の貯蔵 | 貯蔵されている使用済核燃料(使用済核燃料集合体)の数量(1発電用原子炉につき157体を超える分) | 発電用原子炉の設置者 | 申告納付 | 270,000円/体 | H15.11.1施行 (H31.1.5) 513 |
| 5 | 愛媛県 伊方町 | 使用済核燃料税 | 使用済核燃料の貯蔵 | 使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量(使用済核燃料とした日から5年を経過したものに限り。ただし、発電用原子炉を廃止したものはこの限りではない。) | 発電用原子炉の設置者 | 申告納付 | 500円/kg | H30.4.1施行 331 |
| 6 | 新潟県 柏崎市 | 使用済核燃料税 | ①発電用原子炉施設における使用済核燃料の保管 ②発電用原子炉施設における搬出が可能になった年の翌年以後の賦課期日において保管する使用済核燃料(ただし、保管開始から15年を経過しないものを除く。) | 賦課期日において保管する使用済核燃料の重量(使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量) | 使用済核燃料を保管する原子炉設置者 | 申告納付 | ①620円/kg ②使用済核燃料が使用済核燃料貯蔵施設等へ搬出されるまでの間、重量1kgにつき次の額を加算 1年目:50円 2年目:100円 3年目:150円 4年目:200円 5年目:250円 (5年が上限) | R2.10.1施行 747 |
| 7 | 東京都 豊島区 | 狭小住戸集合住宅税 | 豊島区内における狭小住戸(専用面積30㎡未満の住戸)を有する集合住宅の建築等 | 区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数 | 建築主 | 申告納付 | 1戸につき50万円 | H16.6.1施行 486 |
| 8 | 大阪府 泉佐野市 | 空港連絡橋利用税 | 関西国際空港連絡橋を自動車で行き来して空港を利用する行為 | 関西国際空港連絡橋を自動車で行き来する回数 | 通行料金を支払う者 | 特別徴収 | 1往復につき100円 | H25.3.30施行 (R4.8.1) 213 |

| No | 団体名 | 税目 | 課税客体 | 課税標準 | 納税義務者 | 徴収方法 | 税率 | 施行年月日 (直近の更新) 3年度決算額 (百万円) |
|----|-------------|-----------|---|--------------------------|--|---------------|---|---|
| 9 | 広島県 廿日市市 | 宮島訪問 税 | 船舶により宮島町の区域に訪 問(※)をする行為 (※)訪問とは、宮島町以外の区域(公 有水面を除く。)から宮島町の区域 (公有水面を除く。)に入域すること をいう。 | 船舶により宮島町の区域へ の訪問をする回数 | 訪問者(※) (※)訪問者とは、旅客船舶により訪問 をする旅客その他の者(旅客船舶の乗 員を除く。)又は旅客船舶以外の船舶 により訪問をする者であって、宮島町 の区域の住民その他これに準ずる者 として次に掲げるもの以外のものをい う。 (1)宮島町の区域内にある事務所又は事 業所に通勤する者 (2)宮島町の区域内にある学校、保育所 等に通う児童、幼児等 | 特別徴収、 申告納付 | 1人1回につき100円 1年分を一時に納付す る場合は、1人1年 につき500円 | R5.9.1施行 (予定) ※徴収開始日は R5.10.1 (予定) (平年度見込額 300) |

- (注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
○ 広島県廿日市市宮島訪問税(令和5年9月1日施行予定)は、令和3年度徴収実績がないため、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。
○ 青森県むつ市使用済燃料料税は、施行日が未定とされているため記載していない。(参考:総務大臣協議時の平年度税収見込額約7百万円)

(3) 道府県法定外目的税

令和5年1月現在

| No | 団体名 | 税目 | 課税客体 | 収収の使途 | 課税標準 | 納税義務者 | 徴収方法 | 税率 | 施行年月日 (直近の更新) 3年度決算額 (百万円) |
|----|-----|-----------|-------------------------|--|--|---|---|--|-------------------------------------|
| 1 | 三重県 | 産業廃棄物税 | 産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入 | 産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用 | ①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量 | 最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者 | 申告納付 | 1,000円/トン ※年間搬入量 1000トン未満は免税 | H14.4.1施行 485 |
| 2 | 岡山県 | 産業廃棄物処理税 | 最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 産業廃棄物対策促進費用 | 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 1,000円/トン | H15.4.1施行 519 |
| 3 | 広島県 | 産業廃棄物立税 | 最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用 | 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除 | 特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付 | 1,000円/トン | H15.4.1施行 (H30.4.1) 632 |
| 4 | 鳥取県 | 産業廃棄物処分場税 | 最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用 | 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税対象外 ※下水処理に伴う汚泥等は非課税 | 特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付 | 1,000円/トン | H15.4.1施行 (H30.4.1) 11 |
| 5 | 青森県 | 産業廃棄物税 | 最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用 | 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | ・最終処分業者へ産業廃棄物の最終処分を委託した者 ・自らその産業廃棄物の最終処分を行う者 ※県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合は非課税 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 1,000円/トン | H16.1.1施行 84 |
| 6 | 岩手県 | 産業廃棄物税 | 最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処分に係る施策に要する費用 | 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 1,000円/トン | H16.1.1施行 95 |
| 7 | 秋田県 | 産業廃棄物税 | 最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用 | 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 1,000円/トン (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については250円/トン) | H16.1.1施行 211 |
| 8 | 滋賀県 | 産業廃棄物税 | 産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入 | 産業廃棄物の発生抑制及び再生利用その他適正な処理に係る施策に要する費用 | ①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量 | 最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者 | 申告納付 | 1,000円/トン ※年間搬入量 500トン以下は免税 | H16.1.1施行 46 |

| No | 団体名 | 税目 | 課税客体 | 税收の用途 | 課税標準 | 納税義務者 | 徴収方法 | 税率 | 施行年月日 (直近の更新) 3年度決算額 (百万円) |
|----|-----|----------|-----------------------|--|---------------------------|--|---|---------------------------------|-------------------------------------|
| 9 | 奈良県 | 産業廃棄物税 | 最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用 | 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 1,000円/トン | H16.4.1施行 141 |
| 10 | 山口県 | 産業廃棄物税 | 最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する費用 | 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除 | 特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付 | 1,000円/トン | H16.4.1施行 220 |
| 11 | 新潟県 | 産業廃棄物税 | 最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 産業廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用 | 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 1,000円/トン | H16.4.1施行 158 |
| 12 | 京都府 | 産業廃棄物税 | 最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進するための施策に要する費用 | 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 1,000円/トン | H17.4.1施行 153 |
| 13 | 宮城県 | 産業廃棄物税 | 最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用 | 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 1,000円/トン | H17.4.1施行 (R2.4.1) 432 |
| 14 | 島根県 | 産業廃棄物減量税 | 最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用 | 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 1,000円/トン | H17.4.1施行 (R2.4.1) 171 |
| 15 | 福岡県 | 産業廃棄物税 | 焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用 | 焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン | H17.4.1施行 163 |
| 16 | 佐賀県 | 産業廃棄物税 | 焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 循環型社会の実現に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用 | 焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン | H17.4.1施行 116 |
| 17 | 長崎県 | 産業廃棄物税 | 焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用 | 焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン | H17.4.1施行 105 |

| No | 団体名 | 税目 | 課税客体 | 税收の用途 | 課税標準 | 納税義務者 | 徴収方法 | 税率 | 施行年月日 (直近の更新) 3年度決算額 (百万円) |
|----|------|-----------|-----------------------|---|---------------------------|--------------------------------------|--------------------|---|-------------------------------------|
| 18 | 大分県 | 産業廃棄物税 | 焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用 | 焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン | H17.4.1施行 351 |
| 19 | 鹿児島県 | 産業廃棄物税 | 焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用 | 焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン | H17.4.1施行 208 |
| 20 | 宮崎県 | 産業廃棄物税 | 焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用 | 焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン | H17.4.1施行 289 |
| 21 | 熊本県 | 産業廃棄物税 | 最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用 | 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 1,000円/トン | H17.4.1施行 105 |
| 22 | 福島県 | 産業廃棄物税 | 最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用 | 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 1,000円/トン ※自社処分の場合は1/2、年間搬入量10,000トン超の部分は1/2 | H18.4.1施行 417 |
| 23 | 愛知県 | 産業廃棄物税 | 最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 産業廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用 | 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン) | H18.4.1施行 489 |
| 24 | 沖縄県 | 産業廃棄物税 | 最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用 | 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 1,000円/トン | H18.4.1施行 49 |
| 25 | 北海道 | 循環資源利用促進税 | 最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用 | 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 1,000円/トン | H18.10.1施行 808 |
| 26 | 山形県 | 産業廃棄物税 | 最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用 | 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 1,000円/トン | H18.10.1施行 177 |

| No | 団体名 | 税目 | 課税客体 | 税收の用途 | 課税標準 | 納税義務者 | 徴収方法 | 税率 | 施行年月日 (直近の更新) 3年度決算額 (百万円) |
|----|-----|---------|--|---|--------------------------------------|--------------------------------------|--|--|-------------------------------------|
| 27 | 愛媛県 | 資源循環促進税 | 最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用 | 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分及び設置費用を負担した最終処分場での処分は申告納付 | 1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン、設置費用を負担した最終処分場で処分する場合は750円/トン) | H19.4.1施行 245 |
| 28 | 東京都 | 宿泊税 | 旅館・ホテルへの宿泊 | 国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用 | 旅館・ホテルへの宿泊数 | 旅館・ホテルの宿泊者 | 特別徴収 | 1人1泊について宿泊料金が10千円以上15千円未満…100円 15千円以上…200円 | H14.10.1施行 251 |
| 29 | 大阪府 | 宿泊税 | ホテル、旅館、簡易宿所(旅館業法第三条第一項の許可を受けて行う同法第二条第二項及び第三項の業)、国家戦略特別区域法第十三条第五項に規定する認定事業及び住宅宿泊事業法第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊行為 | 大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用 | ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業に係る施設における宿泊数 | ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業に係る施設における宿泊者 | 特別徴収 | 1人1泊について宿泊料金が7千円以上15千円未満…100円 15千円以上20千円未満…200円 20千円以上…300円 | H29.1.1施行 351 |
| 30 | 福岡県 | 宿泊税 | 福岡県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業(旅館・ホテル営業・簡易宿所営業)を営む施設 ・国家戦略特別区域法の認定事業(特区民泊)を行う施設 ・住宅宿泊事業を営む施設 | 福岡県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用 | 福岡県内の宿泊施設における宿泊数 | 福岡県内の宿泊施設における宿泊者 | 特別徴収 | 1人1泊につき200円 ただし、宿泊に対して税を課す市町村がある場合、当該市町村内に所在する宿泊施設への宿泊については、1人1泊につき100円とする。 上記に関わらず、北九州市内及び福岡市内に所在する宿泊施設における宿泊に係る宿泊税の税率は1人1泊につき50円とする。 | R2.4.1施行 892 |
| 31 | 岐阜県 | 乗鞍環境保全税 | 乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車運転し自ら入り込む行為又は他人を入り込ませる行為 | 乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用 | 乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車進入する回数 | 乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者 | 特別徴収 ※シャトルバス、路線バス等については月ごとの申告納付 | ○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外…3,000円/回 ・一般乗合用バス…2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車…1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車…300円/回 | H15.4.1施行 5 |

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(4) 市町村法定外目的税

令和5年1月現在

| No | 団体名 | 税目 | 課税客体 | 税収の用途 | 課税標準 | 納税義務者 | 徴収方法 | 税率 | 施行年月日 (直近の更新) 3年度決算額 (百万円) |
|----|-------------------|--------------------|------------------------------------|---|--|---|------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 1 | 山梨県 富士河口 湖町 | 遊漁税 | 河口湖での遊漁行為 | 河口湖及びその周辺 地域における環境の 保全、環境の美化及 び施設の整備の費用 | 遊漁行為を行う日数 | 遊漁行為を行う者 | 特別徴収 | 1人1日 200円 | H13.7.1施行 9 |
| 2 | 福岡県 北九州市 | 環境未来 税 | 最終処分場において 行われる産業廃棄物 の埋立処分 | 廃棄物の適正な処理 の推進、廃棄物の再 生利用の促進に資す る事業の支援その他 環境に関する施策に 要する費用 | 最終処分場において埋立処 分される産業廃棄物の重量 | 最終処分場において 埋立処分される産業 廃棄物の最終処分業 者及び自家処分事業 者 | 申告納付 | 1,000円/トン | H15.10.1施行 882 |
| 3 | 佐賀県 玄海町 | 使用済核 燃料税 | 使用済核燃料の貯蔵 | 原子力発電所に対す る安全対策、生業安 定対策、環境安全対 策及び民生安定対策 並びに原子力発電所 との共生に必要な費 用 | 使用済核燃料に係る原子核 分裂をさせる前の核燃料物 質の重量 (使用済核燃料とした日か ら5年を経過したものに限 る。ただし、発電用原子炉 を廃止したものはこの限り ではない。) | 発電用原子炉の設置 者 | 申告納付 | 550円/kg | H29.4.1施行 (R4.4.1) 439 |
| 4 | 沖縄県 伊是名村 | 環境協力 税 | 旅客船、飛行機等 により伊是名村へ入 域する行為 | 環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用 | 旅客船、飛行機等により伊 是名村へ入域する回数 | 旅客船、飛行機等 により伊是名村へ入 域する者 | 特別徴収 | 1回の入域につき100 円(障害者、高校生以 下は課税免除) | H17.4.25施行 3 |
| 5 | 沖縄県 伊平屋村 | 環境協力 税 | 旅客船等により伊平 屋村へ入域する行為 | 環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用 | 旅客船等により伊平屋村へ 入域する回数 | 旅客船等により伊平 屋村へ入域する者 | 特別徴収 | 1回の入域につき100 円(障害者、高校生以 下は課税免除) | H20.7.1施行 2 |
| 6 | 沖縄県 渡嘉敷村 | 環境協力 税 | 旅客船等又はヘリコ プターにより渡嘉敷 村へ入域する行為 | 環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用 | 旅客船等又はヘリコプター により渡嘉敷村へ入域する 回数 | 旅客船等又はヘリコ プターにより渡嘉敷 村へ入域する者 | 特別徴収 | 1回の入域につき100 円(障害者、中学生以 下は課税免除) | H23.4.1施行 6 |
| 7 | 沖縄県 座間味村 | 美ら島税 | 旅客船、航空機等 により座間味村へ入 域する行為 | 環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用 | 旅客船、航空機等により座 間味村へ入域する回数 | 旅客船、航空機等 により座間味村へ入 域する者 | 特別徴収 | 1回の入域につき100 円(障害者、中学生以 下は課税免除) | H30.4.1施行 3 |
| 8 | 大阪府 箕面市 | 開発事業 等緑化負 担税 | 事業として行う開発 行為等 | 良好な自然環境や住 環境をはじめとする 都市環境の維持、保 全及び向上に要する もの | 開発行為等の行われる土地 の面積に0.9を乗じて得た 値に、当該土地に係る建築 基準法の規定による建築物 の容積率の最高限度の数値 を乗じて得た面積 | 開発行為等を行う事 業者 | 申告納付 | 250円/㎡ | H28.7.1施行 47 |

| No | 団体名 | 税目 | 課税客体 | 税収の用途 | 課税標準 | 納税義務者 | 徴収方法 | 税率 | 施行年月日 (直近の更新) 3年度決算額 (百万円) |
|----|-------------|-----|--|--|--|---|------|--|---|
| 9 | 京都市 京都市 | 宿泊税 | ・旅館業法に規定する旅館業(旅館・ホテル営業、簡易宿所営業)を営む施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設への宿泊行為 | 国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用 | ・旅館・ホテル、簡易宿所への宿泊数 ・住宅宿泊事業を営む施設への宿泊数 | ・旅館・ホテル、簡易宿所への宿泊者 ・住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者 | 特別徴収 | 1人1泊について宿泊料金が 20千円未満 …200円 20千円以上50千円未満 …500円 50千円以上 …1,000円 (修学旅行その他学校行事等に参加する者及びその引率者は課税免除) | H30.10.1施行 1,628 |
| 10 | 石川県 金沢市 | 宿泊税 | ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊行為 | 金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用 | ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊数 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊数 | ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊者 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊者 | 特別徴収 | 1人1泊について宿泊料金が 20千円未満 …200円 20千円以上 …500円 | H31.4.1施行 491 |
| 11 | 北海道 倶知安町 | 宿泊税 | 倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 | 世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用 | 倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊料金 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 | 倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 | 特別徴収 | 宿泊料金の2% | R1.11.1施行 67 |
| 12 | 福岡県 福岡市 | 宿泊税 | ・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊行為 | 福岡市観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力の増進等、MICEの振興や持続可能な観光の振興に要する費用 | ・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊数 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊数 | ・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊者 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊者 | 特別徴収 | 1人1泊について、宿泊料金が 2万円未満 …150円 2万円以上 …450円 | R2.4.1施行 1,111 |
| 13 | 福岡県 北九州市 | 宿泊税 | 北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業(旅館・ホテル営業、簡易宿所営業)を営む施設 ・国家戦略特別区域法の認定事業(特区民泊)を行う施設 ・住宅宿泊事業を営む施設 | 北九州市の観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用 | 北九州市内の宿泊施設における宿泊数 | 北九州市内の宿泊施設における宿泊者 | 特別徴収 | 1人1泊につき 150円 | R2.4.1施行 259 |
| 14 | 長崎県 長崎市 | 宿泊税 | ・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊行為 | 都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用 | ・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊数 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊数 | ・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊者 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊者 | 特別徴収 | 1人1泊について宿泊料金が 10千円未満 …100円 10千円以上20千円未満 …200円 20千円以上 …500円 | R5.4.1施行 (予定) 〔平年度見込額 440〕 |

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
○ 長崎県長崎市宿泊税(令和5年4月1日施行予定)は、令和3年度徴収実績がないため、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。